

水道が故障（水もれ）したらすぐ修繕を

修繕はお住まいの地区の水道センター又は指定給水装置工事事業者へ

どんな小さな水もれでも、放っておくと大きなムダ使いになり水道料金も高額になってしまいます。すぐ修繕しましょう。

水道の修繕工事は、お住まいの地区の水道センター又は指定給水装置工事事業者へお申し込みください。（40ページ参照）

水道が故障（水もれ）したら

ご家庭で直せない故障は、とりあえず応急手当（次ページを参照）をして、すぐ修繕をお申し込みください。

修繕のお申し込みをされるときは

次のことをできるだけ詳しくお知らせください。

- ・ご住所
- ・使用者名
- ・水道料金の領収証に書いてある番号（お客様番号）
- ・付近の目標になるもの
- ・故障の箇所と状況

蛇口の水が止まらないときは

コマやパッキンを取り替えるとすぐに直ります。（修繕のしかたは22・23ページをご覧ください）



水洗トイレなどの水もれ

水洗トイレ・ガス湯沸かし器・電気温水器などから水がもれるときも、すぐ修繕をお申し込みください。（トイレのロータンクの不具合は、24～26ページをご覧ください）
※給湯器、水洗トイレなどからの水もれは、減免の対象外です。

前回にくらべて急に水道の使用水量が増えたようなときには

地下・床下など、どこか見えないところで水がもれていることがあります。そんなときは次のようにして調べましょう。

- ・家中の蛇口を全部しめる。
- ・メーター（14ページ写真参照）の中心部にあるパイロット（小さい円形）を調べる。

もし、パイロットが回っていたら、どこかで水がもれている証拠です。すぐに修繕をお申し込みください。（蓋の開閉は、手をはさまないように気をつけてください。）

地下などでの水もれを指定給水装置工事事業者で修繕したときは

水道料金を減免することができますので、企業局にご連絡ください。ただし、「蛇口、トイレ、受水槽以下(※)などの水もれ」又は「指定給水装置工事事業者以外で修理」した場合は減免できません。

※注入口、ボールタップ及びそれに連動するバルブを含む。

修繕の費用について

蛇口の交換等は、型式により、また給水管の漏水修繕は管の種類(鋼管、ビニール管、ステンレス管)により費用が異なります。

給水管の場合は地下に埋設されているため、漏水の状態が不明の場合が多く、管種、管交換の長短等、掘削しなければ分からないことがあり、施工前の費用の見積が困難なときがありますので、あらかじめご承知おきください。

地震のあとは

念のため、前ページ赤枠内に記載の方法により、メーターのパイロットが回っていないか見てください。

応急手当のしかた

指定給水装置工事事業者が修繕にお伺いするまでの間次のような応急手当をしておきましょう。

① まず、止水栓をしめてください。止水栓をしめるには、写真(下)のようにハンドルを右(→)に回してください。そうすると水は止まります。なお、止水栓はメーターボックスの中にあります。

古い止水栓には、しまりにくいものもあります。そんなときは、無理にしめつけないようにしてください。

② 給水管から水が吹き出しているときには、破裂した部分に布かテープをしっかりとまきつけ、針金かヒモでしばってください。

